特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	介護保険法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤平市は，介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

赤平市長

公表日

令和4年4月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき，市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし，要介護認定を受けた者には介護給付，要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに，介護保険事業に要する費用に充てるため，保険料を徴収している。また，被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため，介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 被保険者に係る申請等（申請，届出又は申出）の受理，申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③ 介護給付，予防給付又は市町村特別給付の支給 ④ 要介護認定，要介護更新認定，要介護状態区分の変更の認定の申請の受理，申請に係る審査 ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理，申請に係る審査 ⑥ 居宅介護サービス費等の額の特例，介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理，申請に係る審査 ⑦ 保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧ 保険給付の支払の一時差止め なお，これらの事務に関して，番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	⑴総合行政システム（介護保険） ⑵統合宛名システム ⑶中間サーバー

2．特定個人情報ファイル名
⑴介護保険被保険者ファイル ⑵介護保険受給者ファイル ⑶統合宛名ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番68 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第50条

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号，別表第二項番93，94	

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	介護健康推進課
②所属長の役職名	介護健康推進課長

6．他の評価実施機関
なし

7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	赤平市（総務課庶務係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2211

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	赤平市（介護健康推進介護保険係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2217

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成26年12月20日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－３－法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番68	番号法第9条第1項，別表第一項番68 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年９月10日内閣府・総務省令第５号） 第50条	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－４－②法令の根拠	番号法第19条第7号，別表第二項番93、94、95	番号法第19条第7号，別表第二項番93、94	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－５－②所属長	介護健康推進課長　斉藤　幸英	介護健康推進課長	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－８－連絡先	赤平市（介護健康推進介護福祉係） 北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2217	赤平市（介護健康推進介護保険係） 北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2217	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅳ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない [　十分である　]	[○]委託しない [　　]	事後	
令和4年4月28日	Ⅰ－４－②法令の根拠	番号法第19条第7号，別表第二項番93、94	番号法第19条第8号，別表第二項番93，94	事後	
令和4年4月28日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	